

島本町緊急通報装置利用申請書

年 月 日

島本町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____
利用者との続柄 _____

緊急通報装置の利用を次のとおり申請します。
また、下記の世帯状況や世帯の所得状況について調査することに同意します。

利 用 者	住 所	島本町		
	ふりがな			
	氏 名	(男 ・ 女)		
	電話番号			
	生年月日	年 月 日 (歳)		
	状 況	ひとり暮らし高齢者 ・ 重度身体障害者 ・ その他 ()		
申請理由				
世帯の状況	氏 名	性別	続柄	生年月日

※ 西日本電信電話㈱（N T T 西日本）の一般加入電話回線（アナログ回線）の利用が基本となります。また I P 電話等利用できない回線があります。

追加サービス

鍵預かりサービス(500円/月)	申請する・申請しない
------------------	------------

申請にあたっての同意事項

1 緊急通報装置の設置を希望し、次に掲げる事項に同意します。

- (1) 利用が決定した際に、島本町が本申請の内容に基づく利用者の個人情報や緊急通報システム管理業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）及び地区民生委員に通知すること。
- (2) 申請時に登録したデータは、緊急通報時に各関係機関と連携し、必要な範囲で活用すること。
- (3) 利用期間中、受託事業者から日常生活・健康状態等に係る電話連絡を受けること。
- (4) 通報後に利用者、協力員と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- (5) 緊急通報に伴う活動により、利用者の住居等の一部を破損した場合は、その復元に要する費用は利用者が全額負担し、島本町、関係機関及び受託事業者は、損害賠償等一切の責任を負わないこと。

2 電話回線がアナログ回線以外の場合は、次に掲げる事項に同意します。

- (1) N T Tアナログ回線以外の電話回線を利用する場合は、停電や通信会社の不具合等による不通報や音声不良等により、通常のサービスが提供されない場合があること。

3 携帯型緊急通報装置を希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- (1) 携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
- (2) 設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
- (3) 通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。

4 鍵預かりを希望した場合は、次に掲げる事項に同意します。

- (1) 利用者が複製した住居の鍵一組を、受託事業者が管理すること。
- (2) 利用料は、月額 5 0 0 円＋消費税額とし、利用月の翌月末の口座振替での支払となること。
- (3) 緊急通報発生時において、受託事業者が管理している鍵により、利用者の住居の扉を解錠すること。ただし、装置による通報以外にも、緊急時（自宅内で倒れていることが分かる場合等）には島本町や消防から受託事業者へ開錠を依頼することがあります。
- (4) 自宅への立入りに伴い生じた損害については、利用者本人の負担とすること。
- (5) この事業を利用しなくなった場合において、3 か月間受託事業者が管理している鍵の引取りができない場合は、島本町がその鍵を処分すること。また、利用の終了等の際し合鍵は返却しますので、返却先を下記の「合鍵の返却先」に記入してください。記載がない場合又は返却先と連絡が取れない場合は、島本町が判断し処分します。

※上記事項に同意し、島本町、関係機関及び受託事業者に対し、いかなる苦情又は損害賠償を申し立てることはいたしません。

（合鍵の返却先）住所

氏名

電話

利用者との関係

島本町緊急通報装置利用誓約書

年 月 日

島本町長 様

住 所 島本町

利用者氏名

電話番号

私（利用者）は、緊急通報装置の利用を申請するに当たり、次の事項を承諾し、固く守ることを誓約します。

- 1 『協力員』には、緊急時に速やかに私の自宅に出向き、対応をすることの承諾を得ること。
- 2 設置を受けた緊急通報装置は壊さないように丁寧に取り扱い、これを他人に譲る、売る、貸すなど、他の目的には使用しないこと。
- 3 私の不注意により、設置している緊急通報装置の一部若しくは全部を破損し、又は紛失したときは、直ちに島本町に申し出た上、責任をもって復元すること。
- 4 次のいずれかに該当するときは、速やかに島本町に届け出ること。
 - (1) 氏名、住所又は電話番号の変更があったとき。
 - (2) 届け出ている『協力員』の住所、電話番号等に変更があったとき。
 - (3) 施設（老人ホーム）等に入所し、又は病院に長期入院したとき。
 - (4) 町外転出など緊急通報装置を必要としなくなったとき。
- 5 前項などにより緊急通報装置を必要としなくなったときは、貸与を受けた緊急通報装置をすぐに返還すること。
- 6 私からの緊急通報により、緊急通報システム管理業務受託事業者からの『確認電話』に応答がない場合は、関係者の立ち入りを認めること。
- 7 緊急通報装置（ペンダント含む）及びその他機器について、故意又は過失により紛失し、又は毀損した場合、その弁済費用は、利用者の負担とすること。
- 8 緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴があくことを了承すること。なお、撤去時の原状回復について、島本町及び緊急通報システム管理業務受託事業者へ一切請求しないこと。

島本町緊急通報装置設置にかかる緊急連絡先受諾書

年 月 日

島本町長 様

緊急連絡先 住 所 _____

ふ り が な
氏 名 _____

電話番号 _____

利用者との関係（ _____ ）

私は、下記の利用者が緊急通報装置の利用を申請するに当たり緊急連絡先になること及び下記の利用者の緊急通報装置利用者台帳作成に当たり氏名・電話番号の登録をすることについて承諾します。

対象者（発信者）が病院に搬送される等緊急時には、状況判断等を行い適切な対応をします。

記

1 利用者 住 所

氏 名

2 緊急連絡先宅と利用者宅との所要時間

所要時間（ 時間 分 ）

島本町緊急通報装置設置協力員受諾書

年 月 日

島本町長 様

第一協力員	ふりがな 氏名		電話番号	
	住所			
	利用者との続柄	近隣 知人 親族 その他（ ）		
	協力員と利用者宅との所要時間	時間 分		
第二協力員	ふりがな 氏名		電話番号	
	住所			
	利用者との続柄	近隣 知人 親族 その他（ ）		
	協力員と利用者宅との所要時間	時間 分		
第三協力員	ふりがな 氏名		電話番号	
	住所			
	利用者との続柄	近隣 知人 親族 その他（ ）		
	協力員と利用者宅との所要時間	時間 分		

私は、下記の利用者が、緊急通報装置の利用を申請するに当たり協力員となること及び下記の利用者の緊急通報装置利用者台帳作成に当たり氏名・電話番号の登録をすることについて承諾します。

安否の確認等の依頼及び緊急時には、対象者（発信者）宅へ速やかに出向き、状況確認等の協力をします。

(注)協力員本人が自署しない場合は、必ず事前に協力員となる承諾を得て代筆するものとします。

記

- 1 利用者 住所
氏 名
- 2 協力員宅と利用者宅との所要時間
所要時間（ 時間 分 ）

緊急通報装置利用者台帳記載事項届出書

年 月 日

島本町長 様

利用者氏名

私は、緊急通報装置の利用を申請するに当たり、利用者氏名・生年月日・住所・電話番号・緊急連絡先・協力員の氏名・連絡先を緊急通報装置利用者台帳に登録することを承諾します。

また、併せて下記の事項についても台帳への登録をお願いします。

記

1 かかりつけの病院

病 院 名

電話番号

2 持病・治療中の病気等